平成２２年（フ）第１８４号
兵庫県伊丹市中央５丁目３番17号　藤井マンション301号
破産者　木村　正己
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地県住５―148号室
破産者　野口　　徹
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１８号
兵庫県川西市水明台３丁目２番地の40
破産者　石井　　昇
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３０３号
兵庫県宝塚市逆瀬川１丁目１番46号ＭＴビル203、前住所兵庫県宝塚市伊子志３丁目12番37号ロイヤルハイツ105
破産者　足立　卓也
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１２００号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目25番11―706号
破産者　浅田　明男
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市南清水６番７号
破産者　棚橋　亮夫
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市御園町33番地サンヴェール尼崎駅前1401号、前住所奈良県橿原市醍醐町413番地ライオンズマンション大和八木107号
破産者　宮根　正明
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１７号
兵庫県姫路市北平野１丁目11番９号
破産者　池内　悟志
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０８号
佐賀県小城市三日月町久米2357番地
破産者　立石　和昭
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３号
佐賀県佐賀市神園３丁目９番３号
破産者　志岐みのり
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目５番40号
破産者　川島　ふみ（旧姓川﨑）
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７８４号
熊本市新屋敷３丁目16番７―1402号
破産者　西口　霧子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市上之園町21番地20赤池マンション402号
破産者　辻　　光雄
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１７５２号
北海道恵庭市黄金北４丁目４番地の５　リバーサイドハイツ202号
破産者　岩井　敏浩
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０５号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番32号　アルカディア３Ｂ号
破産者　奥州谷　愛（旧姓金羽）
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７０号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目421番地１
破産者　麻生　誠一
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４９９号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番11―406号
破産者　原　　延介
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１５号
京都市伏見区羽束師菱川町654番地７　カーサ・ＮＡＫＡＭＵＲＡⅡ301号、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区久我西出町14番地38
破産者　田村　順一
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
和歌山市西浜３丁目８番11号
破産者　中原智世子
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係